

京 都 大 学 東 南 ア ジ ア 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (研究部門等) 第6条 東南アジア研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。 統合地域研究研究部門 人間生体相関研究部門 社会文化相関研究部門 政治経済相関研究部門 地域研究第一客員研究部門 地域研究第二客員研究部門 東南アジア諸語文献客員研究部門 2 東南アジア研究所に、地域研究情報ネットワーク部及び地域研究企画推進室を置く。 (後 略)</p>	<p>(研究部門等) 第6条 東南アジア研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。 統合地域研究研究部門 人間生体相関研究部門 社会文化相関研究部門 政治経済相関研究部門 地域研究第一客員研究部門 地域研究第二客員研究部門 <u>地域研究第三客員研究部門</u> 東南アジア諸語文献客員研究部門 2 (同 左) 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>